

環境文教委員会

送付 20 - 16

ヘルパー・ベビーシッター利用助成制度の設立を求める陳情について

受付年月日 平成 20 年 10 月 6 日

陳 情 者

陳情書

【陳情の要旨】

育児ヘルパーやベビーシッターの派遣サービスの利用に対する助成制度の設置。

【陳情の趣旨】

千代田区では、産じょく期の母親に対する育児支援ヘルパーや子どもが病気の際のベビーシッター派遣（病児・病後児保育）をすでに実施していただいておりますが、派遣元が株式会社日本ダイケアセンターに固定されている現制度を改正し、産じょく期のヘルパーサービスや育児世帯においてベビーシッターの派遣サービスを利用した際には、区民である利用者が区に申請を行うことで一定の助成金を受けられる形の制度にしていただきたく、陳情を申し上げます。

現在、実施されている産じょく期育児支援ヘルパー事業および病児保育シッター派遣事業は、受託事業者である株式会社日本ダイケアセンターが運営しております。同制度の利用者からは、同社のサービスについて、いろいろな問題点が指摘されています。

例を挙げますと

「派遣を受けるにあたり、出産前、あらかじめ顔合わせしていたヘルパーとは違う人が出産後に派遣されてきた。産後の体で、家の中のことなどを一から説明し直さなければならなかった」（初産時に利用）

「派遣されてきたヘルパーがトイレを詰まらせるトラブルを起こしたが、派遣先に報告を行わずに帰宅しようとした。電話をかけるように言ったところ、派遣元の緊急連絡先電話番号を知らなかった」（第二子出産時に利用）

「新生児の沐浴を経験したことがないヘルパーが派遣されてきた」（初産時に利用）

「ヘルパーが帰宅する際、会社を通さずに契約するなら費用はもっと安くなると、直接契約を持ちかけられた」（初産時に利用）

「食事を作ってもらったができあがるまでに4時間もかかり、しかも生煮えだった」（初産時に利用）

といったものがあります。

身近に頼れる人がいない状態で、産じょく期を乗り越えることには大変な困難があります。そこにお力添えをいただき、現在の制度の趣旨には強く賛同いたしますし、子供たちを育てる当事者として心から感謝しております。しかし、実際の運用となりますと、必ずしも趣旨に沿った結果が得られているとは言えないように思われます。

また、病児・病後児シッターの派遣についても、区を通さずに、直接、日本ダイケアセンターに申し込んでも現制度で私たちが負担する料金はさほど変わりませんし、平時にも同社を利用している場合、子どもがなじんでいるシッターの派遣を受けられるので、区のサービスを利用するメリットがあまりないように思われます。

また、料金が安くないため、他社のシッターサービスを利用している区民にとっては、病児保育のために別途年会費を負担してまで日本ダイケアセンターに登録を行うメリットがありません。

民間には産じょく期や育児世帯に対し、ヘルパー・シッターサービスを提供する多種多様な企業があります。利用者が自分の責任においてサービスの利用先を決定し、そこで生じた費用を申請することで一定額の助成が受けられる制度であれば、税金からの支出は現行制度と同水準におさえつつ、特定企業を原因とするトラブルや利用者の不満を減少させることが期待できるのではないのでしょうか。

つきましては、育児ヘルパーやベビーシッターの派遣サービスの利用に対する助成制度の設置にご協力を賜りますよう、陳情申し上げます。

平成 20 年 10 月 6 日

千代田区議会議長

高 山 は じ め 殿